

事務連絡  
令和3年10月1日

各都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 藤原 利雄

### 降積雪期における道路管理者による立ち往生車両写真の撮影等について

平素は、当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和2年末から令和3年初にかけて、高速道路などにおいて大規模な車両滞留が発生したことを踏まえ、別添1のとおり、今後の降積雪期における立ち往生車両について、道路管理者が冬用タイヤ装着の有無等の状況を撮影し、当該情報をもとに地方運輸局等が当該車両を所有する運送事業者に対し、降積雪期における輸送の安全確保対策の実施状況を確認することとした旨、国土交通省自動車局安全政策課から事務連絡が発出されました。

つきましては、貴協会におきましても本取扱いについて了知されるとともに、傘下会員事業者に対する周知方、よろしくお願ひ致します。

なお、降積雪期において、輸送の安全を確保するための措置を講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条（異常気象時等における措置）の規定に違反したことが確認された場合には行政処分が行われる旨、別添2「大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について（令和3年1月6日付国自安第169号）」により安全政策課長通達が発出されておりますので、同通達の下記の取組事項につきましても併せて周知・徹底方願います。

#### 記

1. 大雪及び暴風雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装置着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部  
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

事務連絡  
令和3年9月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

降積雪期における道路管理者による立ち往生車両写真の撮影等について

令和2年末から令和3年初にかけて、高速道路などにおいて大規模車両滞留が発生したことを踏まえ、降積雪期において、道路管理者が、立ち往生車両の情報を適切に把握するため冬用タイヤ装着の有無等の状況を写真撮影することとし、当該情報をもとに地方運輸局等が当該車両を所有する運送事業者に降積雪期における輸送の安全確保対策の実施状況を確認することとしましたので、この旨、貴協会傘下事業者に対し周知願います。

# 立往生車両の情報の共有について

## ① 前面ナンバープレートの写真



トレーラをけん引している場合は  
トレーラのナンバープレートの写真も



## ② 前方から当該車両も含めて後方の滞留状況 を写した写真



## ③ 駆動輪のタイヤ側面 (可能な限り大きく)



## ④ 駆動輪のタイヤトレッド面 (可能な限り大きく)



## ⑤ 後方から当該車両も含めて前方の 状況を写した写真



国自安第 169 号  
令和 3 年 1 月 6 日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

### 大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

降積雪期における輸送の安全確保にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、7日から9日頃にかけて、北日本から西日本の日本海側では平地も含めて、太平洋側では山地を中心に大雪となるところがあり、太平洋側の平地でも積雪するおそれがあります。また、7日は全国的に風が強まり、7日から8日にかけて北日本と東日本から西日本の日本海側を中心に非常に強い風が吹き、大荒れや猛ふぶき、海は大しけとなるおそれがあります。特に、東北地方の日本海側では7日夜に風が非常に強まる見込みです。

降積雪期の対応については、既に「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 2 年 12 月 4 日付け国自安第 144 号）」及び「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（再周知）（令和 2 年 12 月 18 日付け事務連絡）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、改めて当該通達の徹底を図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

また、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 11 条又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 20 条の規定に違反したことが確認された場合については、行政処分を行うことになるので、併せて周知方お願いします。

記

1. 大雪及び暴風雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

<参考> (一社) 日本自動車タイヤ協会のチラシ

[https://www.jatma.or.jp/tyre\\_psd/othernews03.pdf](https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf)

3. 暴風などの異常気象時においてトラックによる貨物の運送を行う場合には、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達しているので、確認すること。

<参考>

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000210.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000210.html)

## Press Release

国土交通省

Minstry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年1月6日  
水管理・国土保全局防災課  
大臣官房参事官(運輸安全防災)  
道路局環境安全・防災課  
気象廳

### 大雪に対する国土交通省緊急発表

- 7日から9日頃にかけて、北日本から西日本の日本海側では平地も含めて、太平洋側では山地を中心に大雪となるところがあり、太平洋側の平地でも積雪するおそれがあります。
- 7日は全国的に風が強まり、7日から8日にかけて北日本と東日本から西日本の日本海側を中心に非常に強い風が吹き、大荒れや猛ふぶき、海は大しけとなるおそれがあります。特に、東北地方の日本海側では7日夜に風が非常に強まる見込みです。
- 大雪や暴風雪による立ち往生等に警戒が必要です。不要不急の外出は控えて下さい。
- やむを得ず自動車を運転する場合には、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着をお願いします。
- 降雪状況により、集中除雪による通行止めやチェーン規制を実施する場合があります。広域迂回の実施や、通行ルートの見直しなどのご協力をお願いします。
- 公共交通機関においても、大規模かつ長時間にわたる遅延や運休が発生するおそれがあります。
- 最新の気象情報や交通情報等に留意し、外出が必要な場合には、十分な時間的余裕を持って行動いただくようお願いします。

#### 【問い合わせ】

(全般)

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 災害対策室  
企画専門官 森田 耕司 (内線 35762)  
TEL (直通) : 03-5253-8461  
FAX : 03-5253-1608

(公共交通機関に関すること)

国土交通省 大臣官房参事官(運輸安全防災)付  
課長補佐 中川 将志 (内線 25623)  
TEL (直通) : 03-5253-8309  
FAX : 03-5253-8309

(道路に関すること)

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室  
企画専門官 藤井 和久 (内線 38252)  
TEL (直通) : 03-5253-8489  
FAX : 03-5253-1622

(気象の見通しに関すること)

気象庁 大気海洋部 業務課  
気象情報企画官 竹田 康生 (内線 4107)  
TEL (直通) : 03-3434-9055  
FAX : 03-3434-9047

## 立ち往生が発生しやすい車両

- 以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において特に立ち往生が発生しやすい傾向にあるので注意が必要です。

### 一軸駆動車



二輪駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

### 連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

### 空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

### 年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省  
自動車局 審査・リコール課

電話番号：03-5253-8111（内線：42363）  
03-5253-8596（直通）

運送事業者及び使用者の皆様へ

国土交通省

# 雪道での立ち往生に注意！

-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。
- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤを装着するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

## 冬用タイヤの選び方

- オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で路面と一部接触可能な積雪状況を想定したタイヤです。
- 路面を覆うほど過酷な積雪路・凍結路においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを全車輪に装着してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレークマーク  
タイヤの側面に表示されています。

## 冬用タイヤの使用限度

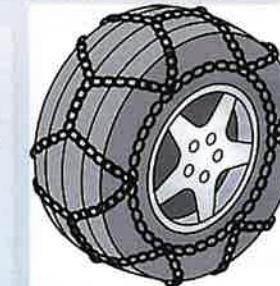
- 溝深さが50%以上残っていることを「プラットホーム」で確認しましょう。(一部海外メーカー品は除く)



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

## チェーンの効果

- チェーンを駆動輪に装着すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での発進・登坂性能が向上します。
- チェーンのサイズや締め方が不適切な場合、タイヤとの間に滑りが生じ効果が得られません。



大型車用金属チェーン

## チェーンの携行・装着

- 大雪警報が発表されるなど相当量の積雪が見込まれる場合にはチェーンを携行してください。
- 降雪時には、立ち往生する前に早めのチェーン装着を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

## 性能限界

- 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも性能限界があり、万能ではありません。例えば、車両のバンパーに接触するような新雪の深い積雪路では走行困難です。
- 運行前に道路・気象情報を確認し、運行の可否や経路を検討してください。